平成２４年（フ）第１０２号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目43番102号
債務者　高橋　桐秋
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０８号
埼玉県富士見市関沢２丁目22番32号　ビラ落合101
債務者　檜山　州宏
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４３号
埼玉県坂戸市関間３丁目12番53―607号　コンドミニアム坂戸
債務者　植松　ユキ
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４号
埼玉県大里郡寄居町大字保田原459番地９
債務者　山本奈津美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０９号
神奈川県小田原市栢山3622番地
債務者　加藤　二郎
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９号
静岡県伊東市和田１丁目３番３号
債務者　稲葉　泰一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
静岡県沼津市内浦長浜150番地
債務者　飯田真一郎
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
静岡県沼津市沼北町１丁目19番20号　セントラルコーポ沼北102
債務者　鈴木　宗一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
名古屋市瑞穂区豆田町４丁目９番地　大曽根マンション101号
債務者　平野加壽夫
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４４号
名古屋市守山区守牧町79番地
債務者　下村　明美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
三重県松阪市大黒田町1494番地１、前住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島638番地７
債務者　榊原　　葵
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１２号
岡山県倉敷市日吉町350番地１　レオパレスチボリパークＡ201号室
債務者　石井　敏典
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
岡山県小田郡矢掛町矢掛3118番地５
債務者　難波　昌文
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
岡山県小田郡矢掛町矢掛3118番地５
債務者　難波　佳恵
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
岡山県倉敷市沖16番地23
債務者　守屋　宏之
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６号
埼玉県比企郡滑川町月の輪４丁目16番地５レオパレス月乃輪206号室、旧住所山形県鶴岡市淀川町23番48号
債務者　佐藤　孝吉
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７号
山形県鶴岡市淀川町23番48号
債務者　佐藤加奈子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部